

# 部落史研究の到達点と課題(近世)

『部落解放史』全三巻発刊の意義

寺 木 伸 明

古代・中世のお二人の方が言われた、中世と近世の連続・非連続の問題を中心に説明をさせていただきたいと思えます。

ここを担当したのは私ですが、ここでかなりのページ数をさいて、一向一揆について詳しい説明をしています。これは従来の部落史の概説書——たとえば『新版部落の歴史と解放運動』(部落問題研究所、一九六五年)や『部落の歴史と解放運動』前近代篇(部落問題研究所、一九八五年)——とは非常に違った点です。なぜ今回の『部落解放史』では一向一揆についてスペースをさいて詳しく説明したのかとい

うと、これが連続・非連続の問題に関わってくるのです。従来、部落の起源を説明する場合、よく分裂支配説というのを持ち出され、少数の、数パーセントの支配者が圧倒的多数の農民を、あるいは町人を支配するために分裂支配の道具として部落というものを作ったのだと、こういう説明できたと思うのです。

ところが、まず子供たちの方から批判があったらしいのです。なぜ今から三五〇年ないし四〇〇年ぐらい前の豊臣政権の頃から江戸時代の前期にかけて部落ができたのか、その理由がわからないという子供の疑問が出されたのです。中世にも古代にも身分制はあったので、分裂支配説だけで説明すると、古代や中世に部落ができて論理的には不都合ではないのです。

「私たちがいわゆる近世の部落が出来たのは近世の初頭だ」という立場に立っていますが、なぜ近世の初頭という特別の時期に部落が作られたのか、分裂支配のその時のありようをきっちり押さえておく必要があるのではないかとこの問題意識から、部落ができる直前にどういう状況があったのか、ということ調べ出しました。

そういうことにまず注目した方が、船越昌さんという丹波の在野の歴史研究者です。直接のきっかけは今言ったようなことで、それからいろいろ研究されたところ、日本の中世の末期には、一向一揆という非常に大きな民衆の闘いがあり、部落の先祖の人々がそれに関わっていた形跡が濃いたいというようなことを究明されました。そして一向一揆と部落の起源には何らかの関わりがあるのではないかという形で調べられ、『被差別部落形成史の研究』(解放出版社)という本を一九七六年にお出しになりました。

その後、その船越さんの本に触発を受けながらいろいろ調べていくと、確かに一向一揆は当時の日本の歴史上、非常に大きな意義を担っていたということがいろんな研究者によって言われていることがわかりました。特に立教大学の藤木久志さんという方がその点を非常に強調しておられます。京都大学の朝尾直弘さんも、一向一揆については高い評価を与えておられます。そういう歴史的意義を担って

いるということは事実だろうと思います。

藤木久志さんは、織田政権あるいは豊臣政権の基本的な政策は、この強大な一向一揆を、いかに解体していくかという過程で推進されたものに他ならないということを論証しておられます。そうすると、織田・豊臣政権、さらにその後の徳川政権にとっても、もっとも基本的な政策の一つとして身分制度があったはずですので、身分制度に一向一揆解体政策が、大きな影響を与えたと予想されるのではないかと、いうことで調べていきました。

すると、刀狩りにしても検地にしても、さらに兵農分離、百姓の耕作強制にしても、その多くが一向一揆の解体政策と絡んでなされていたということがわかってきました。

## 二

秀吉の時に作られた大閤検地帳、あるいはそれを参考に作られた名寄帳という土地台帳があります。それに「かわた」という記載が広範にみられます。現在確認されるものを一覧表にして掲げてありますが、東は武蔵国から、西は肥後国に至るまで大閤検地帳の類に「かわた」という記載が出てきます。

この「かわた」をどう見るかということが大きな論争点になってきました。武庫川女子大学の安達五男<sup>あんだごゆうお</sup>さんは、これは単なる皮革業者をさす職業名で、身分名ではない、だからこの頃にはまだ部落は成立していない、と言われま<sup>3</sup>す。それに対して私や大阪大学の脇田修<sup>わしたしゅう</sup>さんなどは、この「かわた」は職業名でもあるが、同時に身分名としても位置づけられていたという立場をとっています。

その理由をいろいろあげておきましたが、既に太閤検地帳に「かわた屋敷」という記載が、本村の屋敷とは別に記載されている記録があり、また、伊丹の方で発見されたもので、検地帳に基づいて作られたと思われる名寄帳に、本村の百姓二十七名を記したあと三名の「かわた」を記し、最後に「あるき」という記載になっているものがあります。

最近、名寄帳の持っている意味が見直されていて、それが大きな意味を持っていることが明らかになってきました。こういう村内の記載順序からして、百姓―「かわた」―「あるき」という社会的序列になっていることがわかってきました。

さらに、これは、近世の身分をどう見るかということとも関わりますが、身分を身分たらしめていると思われる職業、その身分に随伴する役負担という側面から考えていくと、江戸時代の「えた」身分―私たちは主として「近世

すが、おそらくそうではなく、まず権力の中枢地から政策的に作られていて、それが周辺にだんだん拡張されていくという経路をたどったのではないかと思えます。その間、おそらく半世紀ぐらいの期間がかかっているのではないかと推測されます。

### 三

そこで、その「かわた」というのが仮に身分であるとして、その身分にどういう人々が組み込まれたかということが問題になってきます。ここで中世との連続の問題が出てきます。最近の研究が明らかにしているところでは、古い絵図・文書の分析によると確実に中世の河原者、清目あるいは宿の一部とつながっている部落が存在しています。京都とか奈良・大阪・兵庫県の一部などではそういう部落が確認されています。

ですから、かつて言われたように、近世の部落が中世の被差別民とは無関係に、近世になって突如作り出されたという考え方は、明らかにおかしいのです。いままでの政治起源説は、中世の被差別民との関係を明確には認めていませんでしたが、いまや文献でみると確実に中世の被差別民とつながっている近世部落が各地に存在しています。

部落」と表記しましたが―はその身分固有の仕事として、牛馬が死ぬとその解体処理をさせられました。これには先ほど横井清さんが言われたような、「けがれ」の問題がまつわりついているように思います。それからその身分に随伴する役負担として、皮革の上納、あるいは行刑（刑の執行）の仕事の一部の部落がやらされたということも、「けがれ」の問題と深く関わっているからだろうと思われま<sup>3</sup>す。

そういう点から部落の成立を確定していくと、だいたい豊臣秀吉の時にかなりの規模で一定の集団に死牛馬の処理の仕事が強制・固定化され、かつ、かなりの地域で刑の執行の仕事や警察的な役負担を含め、特定の役負担が課せられていたと言えます。

そこで、私が書いたところでちょっと反省している点は、部落が成立していく場合の地域的格差の問題です。おそらく豊臣政権の下において、その権力の中枢地であった大坂とその周辺で、まず近世部落が作られていき、そして一六〇三年に江戸幕府が開かれたのを一つの促進剤として、関東の方でも部落が広範に成立していき、次第に東北、北陸、あるいは四国・九州へ広がっていったのではないかと。いままで、豊臣政権の下で、いっぺんに全国的に作られたかのような理解を、実は私自身がしがちだったので

それでは近世の部落すべてが中世の被差別民とつながっていたといえるか、という問題が出てきます。少ない研究の中でも確実に言えることは、決して中世の河原者とか清目に結び付くだけではなく、その他の階層・身分の人と結び付く部落がいくつか確認されるということです。

中世の被差別民と結び付くといっても、主として河原者・清目、それから宿の者の一部、あるいは中世にも「えた」と呼ばれていた階層の人々に結び付くだけで、かつて林屋辰三郎<sup>はやしげ</sup>さんなどが研究をされていた頃、中世の被差別民の主流とされていた散所の民のような人々とは、あまりつながってきません。ここに非常に難しい問題が介在しているように思います。

それでは中世の宿や散所が解放されたかという点と、解放されないまま、いわゆる近世の「雑賤民」として存続する場合はほとんどです。ですから、中世の解放されなかった被差別民が「えた」身分に再編成されたという言い方は、少なくとも事実とは合いません。解放されずにそのまま宿は夙として、「えた」身分にならずに存続していく場合がかなり見られます。

さらに注意すべきは、中世の河原者とか宿と、江戸時代の「えた」身分の存在形態が非常に大きく異なっているという点です。もちろん系譜的にはつながる場合があります

し、やっている仕事・役負担の面で一部つながる場合がありますが、江戸時代は原則として「えた」身分の人が死牛馬を処理することを強制されています。

もう少し厳密に言うと、死牛馬を処理する権利——草場株とか旦那株と言われました——が「えた」身分に集中しています。関東の方では「ひにん」身分の人が実際の解体処理をしたといわれますが、草場株を握っていたのは関東でもやはり「えた」身分です。これが他の身分に譲渡あるいは売買されるということは考えられません。

ところが、中世の末期では、死牛馬処理の株が和泉国の被差別民から、たとえば根来寺の成真院というところに移動していたり、奈良でも被差別民から、他の、後に「えた」身分にならない人に譲渡されていることがうかがえます。

そういうことから、存在形態に大きな違いがありますし、中世の河原者・「えた」が原則として刑の執行や警察の役目をやらされていたかどうかということにもずいぶん疑問があります。河原者でやっていた階層・地域もありますが、原則としてそういう役目が与えられていたかどうかには疑問があります。

#### 四

この、大きな違いがあるところに、切れ目、断絶があると考えます。血統的にみた場合、一部つなっていることは確かだし、役負担・仕事の面でも共通するものがあることは事実です。しかし、存在形態の大きな相違とか、あるいは中世の被差別民とはつながらない部落があるとかいうことから考えると、切れ目があります。

そして、その切れ目が作り出されたのは、他ならぬ一向一揆と、それを弾圧した支配権力との、当時の階級闘争というか政治のありようが介在していたからです。そういうことを抜きにして安易に、たまたまいくつかの部落が中世の被差別民に結び付いているからとか、あるいは職業が結び付いているからといって中世起源説を唱えるのは、間違っていると思います。

さて私は、『部落解放史』上巻において、直接、部落と一向一揆関わっている事例をいくつか紹介しました。部落の中には古いお寺があり、しかも浄土真宗の場合がほとんどです。そして一向一揆に参加したことを示す記録を保存している部落のお寺も確実に存在しています。

そういうことから考えて、当時の幕藩領主が、自分たち

の治めている地域の政治的、経済的、文化的、宗教的な諸要素をもとに、自分たちの都合によって部落というものを設定していった際、一向一揆に関わったかどうかという点とも、一つの要素とした可能性があるのではないか、こういう推測をしています。

特に注目していたいただきたいのは、中世の末期に興福寺が犯罪人に対して、「非人」処分（犯罪をとがめ、「非人」に落とすこと）をしていたという事例がわかっているという点です。上田正昭さんを委員長とした奈良市同和地区史的調査委員会がまとめた『奈良の部落史』史料編に、だいたい四〇件ぐらいの「非人」処分の事例が出てきています。

ということは、一向一揆は当時の権力者にとってはまったく許すことのできない犯罪行為ですから、参加した人の身分を落とすということはあり得たのではないか、こういう風に推測しているところです。

江戸時代の身分制度のところでは、いままで「士農工商えた・ひにん」という形で図式化されていたことについて、私なりの批判を入れておきました。考えてみると、『部落の歴史と解放運動』の旧版も新版も、ともに「士農工商えた・ひにん」とは書いていません。ふりかえってみれば、戦前から近世史研究者は、江戸時代の身分を捉え

るのに「士農工商えた・ひにん」とはほとんど言っていない。むしろ工商は、ほとんど町人と表現されています。また百姓と町人の身分的上下関係を研究し、百姓が上で町人が下だということをはっきり証拠を挙げて論証している研究論文は、まだ見あたらないと思います。場合によっては知識人の頭の中では、百姓が上で町人が下だというようなことがあったかも知れないし、それを示す随筆のようなものは残っていますが、制度として百姓と町人を比べ、百姓が上で町人が下だというような記録は、まだ明らかにされていないのではないかと思います。

そのほか、この図式には天皇が欠落していますし、公家・僧侶・神官が抜けています。さらに問題なのは、網野善彦さんが中世史研究において強調しておられるところの非農耕の民の存在が、「士農工商えた・ひにん」の図式からはもれているということです。山の民あるいは海の民といわれて社会で大きな役割を果たしていた階層の人々が、この身分制度の枠組みからもれているという問題点を指摘しています。

#### 五

次の「民衆支配と『賤民』」の部分は、中尾健次さんが

担当されました。ここでは民衆支配が江戸時代の前期にどのように確立されていくのかということ詳しく分析されています。その中で特に身分支配に関して宗門改制度を重視され、この宗門改制度の実施を通じて幕藩権力は人民を身分的に掌握していったのではないかと、その過程で「えた」身分が固められていったのではないかと、という注目すべき見解を出されています。この宗門改制度のことを注目されたのは中尾さんが初めてではありませんが、体系的にまとめられており、新しい研究成果が反映されているのではないかと思えます。

それから「賤民」統制の始まり」のところでは、特に弾左衛門の支配の確立過程を最近の研究成果をふまえながら明らかにされており、第三章「近世中期の『賤民』支配」のところでは、幕藩権力による差別の強化ということ、豊臣時代における「かわた」という身分呼称がどういう形で「えた」に変わっていかを、新しい史料をふまえて明らかにされています。こういう問題意識は原田伴彦さんが概説書を書かれた頃にはありませんでした。その頃は元禄時代に「えた」という呼称が広範に出てきて、その頃に確立するのではないかと意見が定説的に言われていたもので、このような問題意識がなかったのではないかと思えます。最近の史料の発掘により、元禄時代より以前にかな

り「えた」という言葉が各地で使われていたことが確認されてきており、本書では、検地帳や名寄帳に出てくる「かわた」がどういう形で「えた」というように名称変更されていったのかということ、差別の強化とからませて、詳しく記述されています。

それから居住地の強制移動の問題についても丹念に述べられています。

第四章「近世被差別民の生活」の「近世部落の生業」についても、中尾さんが詳しく分析されています。一九六〇年代ごろまで、「近世部落の人々は農業には従事していなかった」という偏見がありました。それがいかに間違っているのかということを実際でもって明らかにされると同時に、いくつかの藩では、藩の法令によって、農業をすることを禁じられていたということもあわせて紹介されています。

皮革産業についても詳細に調べられ分析されています。原田さんの時代には、皮革の製造工程がなかなか明らかにならなかったのが、最近ようやく明らかに、その点が詳しく紹介されています。ここでもう一つ注目されるのは、皮革製品の流通網の広さについての研究です。摂津の渡辺村と九州のいくつかの部落が流通網で結ばれていたことや、現在の広島、愛媛などと結ばれていたということ

の問題、それから仏教に対する信仰の問題で差別戒名についても述べられています。

## 六

史料に基づき明らかにされています。この皮革の流通圏を三つのパターンに分けられ、それぞれ分析されています。

さらに江戸時代の仕事として、皮革業、農業以外に、雪駄づくり、灯心、竹細工、砥石業、破魔弓の製造、菓業、漁業、雑芸能などがあったことを明らかにされています。

次は部落の人口増加の問題で、ここは生瀬克己さんの担当です。長い目で見ると日本の人口が停滞ないし、あるいは減少している近世中・後期においてすら、部落の人口の多くは順調に伸びているという事例を、各地のデータを紹介しながら明らかにされています。特に宇和島藩の人口統計を用いられ、藩レベルの「えた・ひにん」身分の人口の変動ぶり、百姓・町人・武士人口の変動ぶりとの相違点を明らかにしておられます。

一九六〇年代ごろまでは、この人口増加の原因を社会増と自然増の両方にほぼ同じウェイトをもって求められていました(たとえば前掲『部落の歴史と解放運動』)。最近の研究によりまして、社会増というのがほとんどなかったということが明らかに、もっぱら自然増が主な原因であったことが、紹介されています。

次の「近世部落と信仰」の部分は中尾さんが担当されました。ここでは氏神祭りからの排除であるとか、白山信仰

最後に第五章「近世後期の『賤民』支配と被差別民の闘い」であります。第一節は生瀬さんが担当され「差別政策」について述べられています。ここで注目されるのは、一七七八年(安永七年)の幕令であります。この時、幕府ははじめて「えた・ひにん」身分などを対象に法令を出したわけですが、これまでその法令の位置づけがあいまいにされていました。単なる風俗規制としてとらえられていたのですが、最近、京都大学の朝尾直弘さんが明らかにされたのですが、この法令によって幕府は全国の被差別民を勘定奉行が統括するとして、担当部局を定めたのではないかと、勘定奉行をその管轄機関として幕府が全国の被差別民を統一的に把握しようとしたのではないかと、最近の研究結果を紹介しておられます。

次に布引敏雄さんが担当されました「封建的危機の深化と被差別民」「小前・無高層と一揆・騒動」であります。今まで知られていなかったいくつかの事件を含めて、詳細に

一揆騒動を紹介しておられます。特に布引さんが長い間研究されていた長州藩内の被差別民の闘いについて詳しく展開されています。原田伴彦さん、脇田修さんの業績の中ではほとんど触れられていなかった幕末の維新団、あるいは一新組、上の関の茶筌隊に関する研究成果（布引さん自身の他、前田朋章さん、北川健さんらの研究）をふまえられ、詳しく述べられています。

その中で注目されるのは、吉田松陰と高須久子という女性との関係です。この女性は武家出身であります。被差別民と恋愛をします。それがもとで処罰を受け、牢獄にながれます。その時同じ獄につながれていた吉田松陰と交流をします。そういうところから、松陰は被差別民に強い関心をよせます。山口では官番というのが被差別民の一つになるのですが、官番の女性が仇討ちをしたということになります。そのことを一冊の本にまとめるといことを松陰は行っています。こういうことを松陰が行ったのも高須久子と交流を行っていたからではないかということを描いておられます。

それから、松陰門下から吉田稔磨<sup>しつまつ</sup>という人が出てきます。彼が維新団や一新組をつくる大きな役割を果たすわけです。加賀藩で解放思想を展開して有名な千秋藤篤<sup>せんしゅうとうあつ</sup>は、幕臣の妻木田宮<sup>きぎのみや</sup>という人を介して吉田稔磨と何らかの関係が

あったのではないか、吉田稔磨のいわゆる部落民隊をつくるという提案は、加賀藩士の千秋藤篤と何らかの形で通じるところがあるのではないか、という注目すべき指摘をされています。

このように布引さんの研究によりまして、江戸後期における被差別部落大衆の闘いが具体的に明らかにされました。本書をお読みななれば、江戸後期の被差別民衆がいかに差別に対して、様々な形態で日々闘いを展開していたのか、おわかりになると思います。

以上、中尾・生瀬・布引さんの執筆内容については、きわめて十分な紹介になってしまいました。三人の方々にご海容をお願いしまして、私の拙い報告を終らせていただきます。

#### 注

- (1) 「統一政権の成立」(『岩波講座日本歴史』9 近世1、岩波書店、一九七五年) 三五～六頁。『織田・豊臣政権』(小学館、一九七五年) 一三〇、一七七～八頁。
- (2) 「幕藩制と天皇」(『大系日本国家史3 近世』東京大学出版会、一九七五年) 一九七頁。
- (3) 「被差別身分の形成論ノート」(『兵庫の部落解放史』創刊号、一九七六年) 二二～三頁。『被差別部落の史的研究』(一九八〇年、明石書店) 二二三～六頁。

- (4) 『近世部落の成立と展開』(解放出版社、一九八六年)。
- (5) 「近世封建制と部落の成立」(『部落問題研究』第三三輯、一九七二年五月)。「部落成立に関する覚書」(『日本文化史論叢』柴田実先生古稀記念会、一九七六年)。
- (6) 『河内国更池村文書』第三卷(一九七五年) 一五～六頁。
- (7) 前掲拙著、一七一～三頁。
- (8) 部落問題研究所編『部落史料選集』第一巻、古代・中世篇、(一九八八年) 三五〇～四頁。
- (9) 奈良市同和地区史的調査委員会編『奈良の部落史』史料編(奈良市、一九八六年) 三一四～七頁。
- (10) 同前、一六三～三二〇頁。